



三重県公報

平成28年7月29日（金）

第 2822 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
企業庁管理規程			
9	三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	2
病院事業庁管理規程			
7	三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
告 示			
515	クリーニング業法の規定によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定	(食 品 安 全 課)	2
516	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
公 安 委 告 示			
80	指定講習機関からの変更の届出	(公 安 委 員 会)	4
81	運転免許取得者教育の認定に関する規則の規定に基づく認定教育実施者の変更の届出	(同)	4
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・NPO課)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	6
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(子 育 て 支 援 課)	7
正 誤			
	平成28年7月1日付け三重県公報第2814号	(発達支援体制推進プロジェクトチーム)	8
	平成28年6月10日付け三重県公報第2808号	(大気・水環境課)	8

企業庁管理規程

三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十八年七月二十九日

三重県企業庁長 松 本 利 治

三重県企業庁管理規程第九号

三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成七年三重県企業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十八年七月二十九日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

三重県病院事業庁管理規程第七号

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第515号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

平成28年7月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 平成28年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施日等
 - (1) クリーニング師の研修

開 催 日	会 場 名	所 在 地	予定人員
平成28年9月4日	三重県桑名庁舎	桑名市中央町5-71	30人

平成 28 年 11 月 6 日	公益財団法人三重県建設技術センター鳥居支所 2 階 研修室	津市鳥居町 251-5	50 人
------------------	-------------------------------	-------------	------

(2) 業務従事者に対する講習（通信教育）

ア 受付期間

平成 28 年 11 月 1 日から同月 30 日まで

イ 講習の科目及びレポート課題

- (ア) 衛生法規及び公衆衛生
- (イ) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- (ウ) 洗濯物の処理
- (エ) 繊維及び繊維製品

ウ レポート提出締切年月日

平成 29 年 1 月 13 日

3 受講料

- (1) 5,000 円 クリーニング師の研修
- (2) 4,500 円 業務従事者に対する講習

4 修了証書の交付

研修及び講習の受講を修了した者に修了証書を交付します。

5 受講についての問い合わせ先

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
津市鳥居町 251 番地の 5 2 階
電話 059-225-4181

三重県告示第 516 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 7 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ホンダカーズ三重北 亀山オートモール
亀山市長明寺町字池ノ谷 701 番

2 意見を有する者から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 駐車場の出入口の問題

- (ア) 再度説明会を開催の上、どのような改善がなされるのか図面にて説明をすること。
- (イ) 出入口を 2 箇所設置すること。
- (ウ) 信号を設置すること。

イ その他周辺道路の渋滞問題

交通渋滞が引き起こす諸環境問題の対策に万全を期すこと。

(2) 廃棄物に係る事項

廃棄物の管理に万全を期すこと。

(3) その他の事項

ア 国道 306 号への交通渋滞が懸念されるため、店舗の入居テナントを明確にすること。

イ 近隣に市立中学校があることから風紀上、入居テナントに配慮すること。

ウ 亀山市の「都市マスタープラン」では、市街地整備の方針として「大規模商業施設の立地については、既存商業の構造や地域交通に大きな影響を与えることから、立地を抑制します。」と示している。また、国道 306 号沿いの商業開発について「市全域に影響がある大規模商業施設等の土地利用については、併せて規制を検討します。」と定めており、店舗の新設に反対する。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 7 月 29 日から同年 8 月 29 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 80 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 7 月 29 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社四日市南自動車学校 四日市市采女町 340 番地の 1 永 田 武 巳	株式会社四日市南自動車学校 四日市市采女町 340 番地の 1 永 田 恵 子

三重県公安委員会告示第 81 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 7 月 29 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社四日市南自動車学校 四日市市采女町 340 番地の 1 永 田 武 巳	株式会社四日市南自動車学校 四日市市采女町 340 番地の 1 永 田 恵 子

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 7 月 29 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 7 月 19 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 結結の会

(2) 代表者の氏名

内田 幸博

(3) 主たる事務所の所在地

津市久居明神町 1181 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がい者などに対して、交流と生き甲斐を提供する居場所づくりに関する事業を行い、もってまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年7月29日

三重県知事 鈴木英敬

1 認証年月日

平成28年7月19日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 四日市ダンボールコンポストの会

(2) 代表者の氏名

平出 恒志

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市桜台二丁目5番地280

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、ダンボールコンポストならびにグリーンカーテンの普及啓発活動に関する事業を行い、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年7月29日

三重県知事 鈴木英敬

1 認証年月日

平成28年7月19日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 えこびれっじネット日本GEN-Japan

(2) 代表者の氏名

片山 弘子

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市阿古曾町14番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、世界のエコビレッジや新しいコミュニティづくりをネットワークしているGEN（グローバルエコビレッジネットワーク）の一員として、各地行政、地域産業、研究機関等と協力しながら、持続可能なコミュニティづくりの啓蒙と研究に関する事業ならびに担い手となる人材養成に関する事業を行い、もってエコビレッジや持続可能なコミュニティ・地域社会づくりが、市民からの新しい主体的な活動として、各地に個性豊かに促進され実現していくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年7月29日

三重県知事 鈴木英敬

1 認証年月日

平成28年7月19日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 まがたま愛育舎

(2) 代表者の氏名

田中 豊顕

(3) 主たる事務所の所在地

亀山市両尾町 157 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は障害者（身体、知的、精神）に対して、就労継続支援に関する事業を行い、もって能力に応じたゆるやかな生産活動を通じて働きがい、日常生活の向上を目指す場を提供する。又、継続的に働くことで、ありのままの日常を地域社会の中で積み重ね、人とつながる充足感や社会参加の喜び等を見いだして頂くことを目指す。このような目的のほか、共生社会（障害のある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現に少しでも寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 7 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 7 月 19 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 h a l e o h a n a

(2) 代表者の氏名

面澤 美由紀

(3) 主たる事務所の所在地

員弁郡東員町大字大木 3987 番地大木マンション 1A1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、飼い主のいない犬猫等の保護活動、里親募集に関する事業及び動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発事業等を行い、人と動物が共生できる豊かな地域社会の形成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 9 月 20 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 28 年 6 月 30 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重県交通事故被害者サポートネット

(2) 代表者の氏名

帶山 勝一郎

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市二見町溝口 425 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、交通事故被害者、相続でお困りの方、成年後見制度を検討している方に対する無料相談事業及び必要な支援事業を行うことにより、交通事故被害者の方々を救済し、相続でお困りの方、成年後見制度

を検討している方の解決の指針を提供するとともに、行政及び関係団体等が主催する交通事故防止行事、相続説明会、成年後見説明会等に積極的に参加するなどの活動を通じて、公平で明るい社会環境の醸成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 7 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 7 月 19 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 シルバーサービス憩いの汀

(2) 代表者の氏名

西口 和代

(3) 主たる事務所の所在地

津市海岸町 14 番 20 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護を必要とする人々が住み慣れた街の住居で顔なじみの人や風景の中で普通の暮らしができるよう必要なサービス活動を行うとともに、講演会や学習会を開き、若者も中年の者も共に老齢になっての生をたかめること、死、共に生きることを考え、福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 28 年 7 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 28 年 7 月 5 日	伊勢市小俣町宮前 313 ほか 4 筆	東京都品川区大井 1-35-3 ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山 泰樹
平成 28 年 7 月 11 日	松阪市甚目町字南垣内 583-1	津市大倉 17-9 カーサ絆 1 棟 202 号 竹内 慎一郎

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 28 年 7 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 三重県（特別）児童扶養手当システム導入・運用業務委託
- 2 担当部局 津市広明町 13 番地
三重県健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課
- 3 落札者決定日 平成 28 年 7 月 4 日
- 4 落札者 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木 1427 番地 7
株式会社佐賀電算センター 代表取締役 宮地 大治
- 5 落札金額 入札価格 15,653,000 円
契約金額 16,985,240 円

6 決定手続 総合評価一般競争入札

7 入札公告日 平成28年5月20日

正 誤

平成28年7月1日付け三重県公報第2814号に登載しました、一般競争入札を行う旨の特定調達公告中

ページ	行	誤	正
18	1及び2	各年度の契約希望金額を消費税等の税率 (平成28年度は100分の8、平成29年 度以降は100分の10)で除した	平成28年度については契約希望金額の 108分の100、平成29年度以降につい ては契約希望金額の110分の100に相当す る

平成28年6月10日付け三重県公報第2808号に登載しました、土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定の告示中

ページ	行	誤	正
3	下から10	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン 3 講ずべき汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
